無償化（利用料給付）の手続きについて

○対象児童

区分	月額上限額	要件
２号	37,000 円	・３歳以上小学校就学前のお子さん ・保護者の就労等により児童を保育する必要性有
３号	42,000 円	・３歳未満のお子さん ・保護者の就労等により児童を保育する必要性有 ・令和元年度の住民税が非課税の世帯

※２号：認定区分【施設等利用給付認定・３歳以上保育】

３号：認定区分【施設等利用給付認定・３歳未満保育】

○対象施設（行田市内）

事業種別	市内対象施設（所在地）
認可外保育施設	・保育所はっぴータイム（壱里山町２８－７）
一時預かり事業	・太井保育園（棚田町１－５８－１０） ・あゆみ保育園（棚田町１－５０－１） ・行田こども園（荒木４９６１）
病児・病後児保育事業	・病児保育所げんきキッズ（小見１４０１－１）
ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	・行田市社会福祉協議会（酒巻１７３７－１）
認可外保育施設（事業所内） ※事業所内保育施設のため、雇用する従業員のお子さんのみ利用可能となります。	・ひよこ保育園 ・ぱれっと保育園　ハッピーキッズ ・かぞヤクルト販売㈱　行田保育ルーム ・行田中央総合病院　託児所　たんぽぽ

※ 行田市外の施設でも、事業所が存在する市町村において無償化対象施設として確認を受けていれば対象となります。

※ 保育料とは別に徴収される食事・おやつ代等の食材料費、教材費、行事参加費、交通費等は無償化の対象外です。

※ 各事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。

裏面に続きます。

〇手続きの流れについて

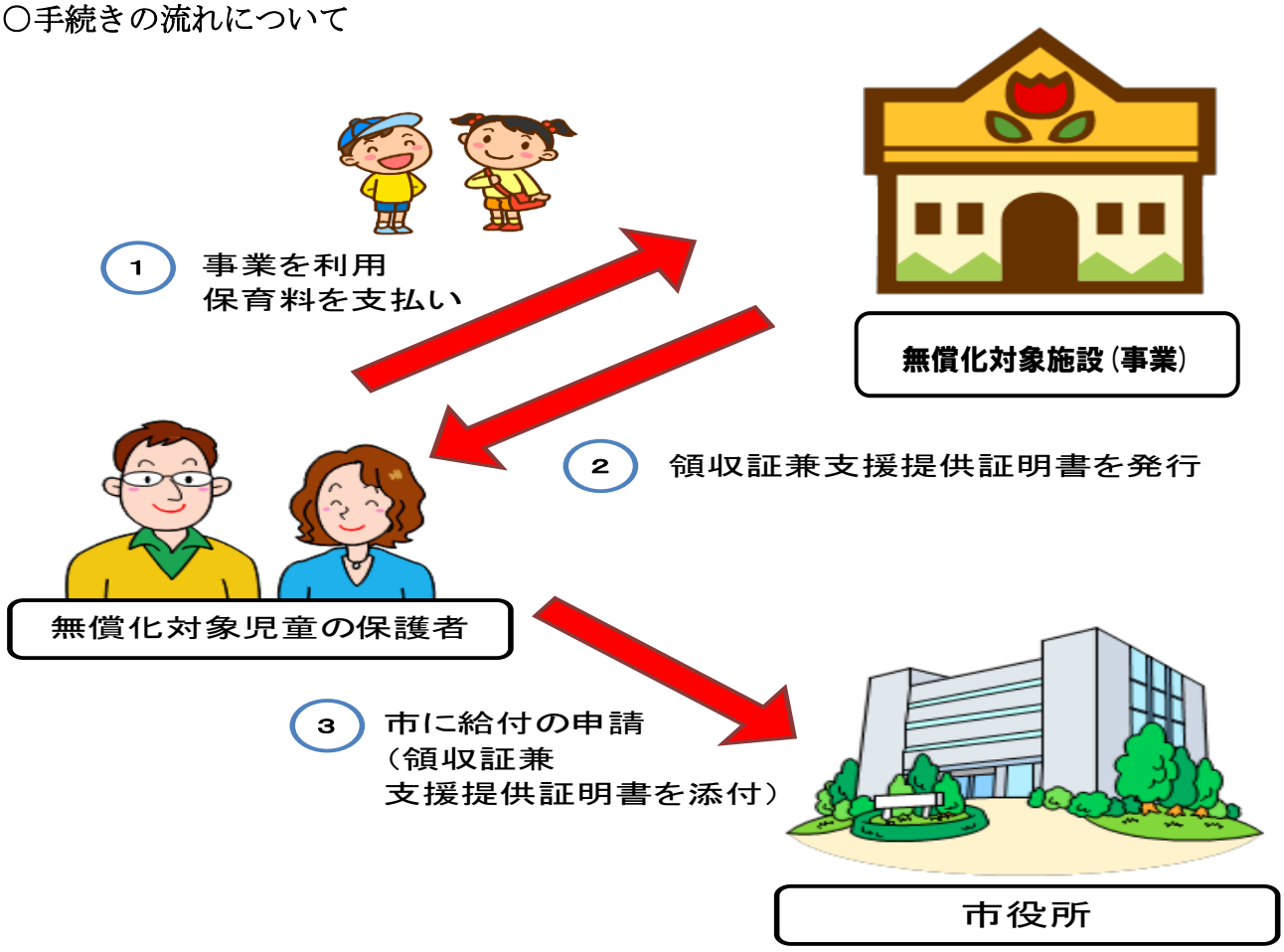

① 利用した施設（事業）の利用料を支払ってください。

② 施設（事業）から、領収書兼支援提供証明書（ファミサポ事業においては、援助活動報告書）を受領してください。

③ 市に施設等利用請求書（施設から受領した証明書等をまとめて添付）を提出して、給付の申請をしてください。後日、市から指定の口座へ振り込みます。

※保育所はっぴータイム利用の保護者様については、初回請求時のみ領収書を市へ提出してください。2回目以降の請求書については、直接保育所はっぴータイムへ提出となります。

【注意事項】

・翌月１５日までに市役所へ申請してください。

・請求書には領収書等が必要になりますので、紛失しないようにしてください。

【参考資料】

・施設等利用請求書、領収書兼提供証明書

※書類は市ホームページからダウンロードすることができます。

【問合せ】行田市子ども未来課保育担当

電話 048-556-1111　内線 257・263